

2024年10月9日

県内小学生・中学生カテゴリー

関係者 各位

(関係者には選手保護者も含まれます)

富山県バレーボール協会
理事長 五十里 勘司
副理事長 強化・指導普及委員長
山口 伸宏
常務理事 総務委員長
島川 均

【お願い】選手の勧誘に関する節度ある行動の徹底について

平素より、当協会の事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これから選手が進路を決める重要な時期に入ります。JVAおよびその傘下団体では、以下のとおり、選手の勧誘に関する禁止事項を定めておりますので、ご紹介するとともに、関係者の皆さま（関係者には選手保護者も含まれます）におかれましては、今後の富山県バレーボール界の普及・発展のためにも、選手の勧誘に関して節度ある行動の徹底をお願いいたします。また、この機会を通じて、各コンプライアンス規程等をお読みいただき、コンプライアンスの徹底に努めていただきますよう、重ねてお願いいたします。

記

【ポイント】

- ・関係者は、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならないことが求められています。また、「普及・発展に努める」ことの一つとして、各チームがそれぞれの方針に基づき活動し、その活動に賛同した選手・保護者自らの意思で各チームに加入することにより、各チームが存続し、適切な競争環境の下で競技が成り立ち、バレーボールが今後も発展していくことが挙げられます。
- ・特に、中学生カテゴリーにおいて、現状、クラブを立ち上げても大会に正式出場できるまで、ヤングクラブ連盟・中学校体育連盟ともに最低1年の活動実績を求められる（自治体が認めた地域移行クラブは除く）のは、「勝利至上主義に基づく選手の移籍・勧誘」を防止することがその主たる目的となっているためであり、地域移行クラブ設立の足枷ともなっています。スムーズな地域移行のためにも、関係者の節度ある行動がこれまで以上に求められます。

JVA コンプライアンス規程

(行動規範)

第5条 JVA関係者は、第3条の基本方針を踏まえ、法令等を誠実に遵守するだけでなく、自ら
或いは自らが関係する団体の利益となるような言動・行動・活動を慎み、スポーツパーソ

ン、スポーツ関係者として品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボール及びビーチバレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

(禁止事項)

第6条 JVA関係者は、次に掲げる行為（以下「法令等違反行為」という。）を行ってはならない。

- (3) 選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要すること、または選手、保護者、指導者、代理人間において社会通念上良識を超える金品を授受すること（ただし、企業等から寄付の申し出があり、学校または後援会等において適切に会計処理がなされた場合は、この限りではない）

日本小学生バレーボール連盟 コンプライアンス規程

(責務及び順守事項)

第3条 日小連関係者の責務と順守事項については、次のとおりとする。

(1) 行動規範

日小連関係者は、法令等を順守し、競技規則を守り、常にスポーツマン、スポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

(2) 日小連関係者が次に掲げる行為を行うことを禁止する。(違反行為)

- ⑦ フェアプレーの精神に明らかに違反すること。(選手の勧誘、入部、移籍を行うことなど)

富山県バレーボール協会 競技者及び役員倫理規定

2 競技者及び役員の責務

競技者及び役員は、本会の定めた規約や決定事項を遵守し、競技規則を守り、常に品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

3 禁止事項

次に掲げる行為を禁止する

- 8) 選手の進路のかかわる所要の手続きを経ずして、選手の勧誘、入部、移籍を行うこと。
9) 選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要したり当事者（選手、保護者、指導者、代理人）間において社会通念上良識を越える金品を授受すること。

但し、企業等からの寄付申し出があり、学校又は後援会等において適切に会計処理がなされた場合この限りではない。

富山県小学生バレーボール連盟 コンプライアンス規程

第1条 この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会「コンプライアンス規程」及び日本小学生バレーボール連盟「コンプライアンス規程」に基づき、富山県小学生バレーボール連盟関係者(以下「県小連」「県小連関係者」)が順守すべき倫理に関する事項を定めることにより、県内の小学生バレーボールの健全な普及・発展のために注意を喚起し、県小連の社会的な信頼

を確保することを目的とする。

第4条 県小連関係者の責務と順守事項については、次の通りとする。

(1) 行動規範

県小連関係者は、法令等を順守し、競技規則を守り、常にスポーツマン、スポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるように行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

(2) 県小連関係者が次に掲げる行為を行うことを禁止する。(違反行為)

⑦ フェアプレーの精神に明らかに違反すること。(選手の勧誘、入部、移籍を行うことなど)

富山県ヤングクラブバレーボール連盟 コンプライアンス規則

第2条 定義

本規則における用語の定義は以下の通りとする。

(1) 「法令等」とは、日本国法令、JVAの定款及び諸規程、日本ヤングクラブバレーボール連盟の規約及び諸規程、富山県バレーボール協会の規約及び諸規程、本連盟が定める規約、規則、細則及び申し合せ事項等、並びに社会規範、倫理規範等をいう。

第4条 責務

本連盟関係者は、法令等及び本規則に定める事項を遵守するものとする。

2 本連盟関係者は、本連盟の規約において定めた目的を理解し、目的に沿って青少年の育成、バレーボールの普及発展に努めなければならない。

7 選手の入部に関わる正当な手続きを経ずに、選手の勧誘、入部、移籍を行ってはならない。
また、選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手および他の保護者にこれらを強要してはならない。

8 選手の進路に関して、選手あるいは保護者への強要や、不適切な指導をしてはならない。

以 上